

行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について（議案第116号）

職員課

1 制定の理由

行政手続の簡素化を図るため、関係する条例について所要の改正を行う。

2 内容

条例名及び所管課	内 容
(1) 前橋市職員のサービスの宣誓に関する条例 (職員課)	サービスの宣誓において、職員に義務付けている宣誓書への押印を廃止する。
(2) 前橋市公平委員会委員のサービスの宣誓に関する条例 (職員課)	サービスの宣誓において、公平委員会委員に義務付けている宣誓書への押印を廃止する。
(3) 前橋市固定資産評価審査委員会条例 (収納課)	審査申出に係る各種調書の作成において、委員及び書記に義務付けている押印を廃止する。
(4) 前橋都市計画事業六供土地地区画整理事業施行規程 (5) 前橋都市計画事業駒形第一土地地区画整理事業施行規程 (6) 前橋都市計画事業松並木土地地区画整理事業施行規程 (7) 前橋都市計画事業二中地区（第三）土地地区画整理事業施行規程 (8) 前橋都市計画事業元総社蒼海土地地区画整理事業施行規程 (9) 前橋都市計画事業二中地区（第一）土地地区画整理事業施行規程 (10) 前橋勢多都市計画事業小暮土地地区画整理事業施行規程	土地地区画整理審議会の議事録の作成において、会長及び委員に義務付けている押印を廃止する。

(11) 前橋都市計画事業文京町四丁目土地区画整理事業施行規程

(12) 前橋都市計画事業千代田町三丁目土地区画整理事業施行規程  
(市街地整備課・区画整理課)

3 施行期日  
公布の日